

令和8年10月からAB測定が個人ばく露測定に変わる？

「法改正の誤解をすっきり解消！」

「令和8年10月から、これまでAB測定だった作業環境測定がすべて個人ばく露測定に切り替わるのですか？」

最近複数の労働安全衛生担当者様からこのような質問をいただくようになりました。

結論からお伝えすると、従来の作業環境測定（AB測定）がすべて個人ばく露測定に置き換わるというのとは大きな誤解です。化学物質管理の自律化と法改正が重なったことで混乱が生じていますが、従来の測定がなくなるわ

けではありません。そこで、令和8年（2026年）10月施行の改正ポイントを整理して解説します。

【AB測定は従来のまま、新たな測定が追加されます】

まず重要なのは、従来の作業環境測定（空間の環境を調べるAB測定）は今後も継続するということです。

今回の法改正（安衛法・作業法の改正）の最大のポイントは、これまで法的な作業環境測定の外側にあった測定を、正

式に作業環境測定の一環として新しく追加・位置づけた点にあります。

具体的には、法律上の作業環境測定として以下の測定が新たに追加されます。

1、個人ばく露測定

○第3管理区分で改善が困難な作業場や金属アーク溶接作業などにおける測定

○リスクアセスメント対象物の確認測定等

2、改善措置評価のための測定

○従来のAB測定で「第3管理区分」となった際、設備改善などを行った効果を確認するために実施する測定

【なぜ追加された？ 法改正のねらい】

これまでの個人ばく露測定などは作業場個人のばく露量を見るものであり、作業場という空間を測る従来の作業環境測定

とは別扱いでした。そのため実施者の資格要件がなく、測定精度のバラつきが課題視されていました。

そこで令和8年10月からは、これらも正式に作業環境測定の枠組みに組み込まれ、作業環境測定士などのしかるべき資格者による実施と精度管理が義務化（指定作業場化）されることになりました。

つまりAB測定がなくなるのではなく、個人ばく露測定や改善評価測定もプロの厳格な精度管理のもとで行う作業環境測定の仲間入りをした、というのが正しい理解です。

【担当者が今から準備しておくべきこと】

■自社の測定対象作業の整理

従来のAB測定を継続する作業場と、個人ばく露測定が必要な作業を正しく仕分けること。

■リスクアセスメントの実施と濃度基準値の確認

自律的管理において、取扱化学物質の濃度基準値を超過していないか、個人ばく露測定等を用いて適切に評価する体制を整えること。

■測定機関への早期相談
個人ばく露測定は、作業場に機器を装着して全作業時間をサンプリングするなど、従来のAB測定とは準備や立ち回りの手順が異なります。スケジュールや実施方法について、早めに委託先の測定機関へ相談することをお勧めします。

「従来のAB測定」と「追加される個人のばく露管理」の双方が法的に整備され、より確実な安全衛生体制へと進化したと捉えて対応を進めていきましょう。疑問点があれば、いつでも弊社にご相談ください！
(株)アイエンス